

交通基盤部発注工事における I C T 活用工事の試行要領

第 1 部 一般土木工事

(趣旨)

第 1 条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事（一般土木工事）において、「I C T の全面的な活用」（以下、「I C T 活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(対象とする工事)

第 2 条 I C T 活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。

(1) 土工（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）（以下、I C T 土工という）

- ・ 掘削
- ・ 路体（築堤）盛土
- ・ 路床盛土
- ・ 法面整形
- ・ 床掘り

※ 土工数量 1,000m³ 以上は原則として発注者指定型とし、1,000m³ 未満の場合は受注者希望型とする。

※ 土工が作業土工（床掘り）のみの場合は、対象としない。

(2) 地盤改良工

- ・ 安定処理
- ・ スラリー攪拌
- ・ 中層混合処理

※ 原則として受注者希望型とする。

(3) 舗装工

- ・ 不陸整正
- ・ 下層路盤（車道・路肩部）
- ・ 上層路盤（車道・路肩部）

※ 原則として受注者希望型とする。

(4) 舗装工（修繕工）

- ・ 切削オーバーレイ工
- ・ 路面切削工

※ 原則として受注者希望型とする。

(5) 浚渫工

- ・ バックホウ浚渫船

※ 原則として受注者希望型とする。

以下の工事については、I C T 土工対象工事において受注者から希望があった場合に併せて実施できるものとする。ただし、国土交通省が定めた各工種の I C T 活用工事実施要領及び積算要領によるものとする。

(6) 付帯構造物設置工

(7) 法面工

(8) 擁壁工

(9) 基礎工

(10) 構造物工

(I C T 活用工事)

第 3 条 I C T 活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいて I C T を活用する工事とする。

① 3 次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、3 次元測量データを取得するために測

量を行う。

② 3次元設計データ作成

①で取得した測量データと発注者が貸与する設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、ICT建設機械により施工を行う。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、各手法により取得した3次元計測データまたは施工履歴データ等による出来形管理を行う。

⑤ 3次元データの納品

①、②、④により取得・作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(発注)

第4条 各発注機関は、試行対象工事の発注にあたり、以下のとおりとする。

公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

(ICT活用工事の実施手続)

第5条 ICT活用工事は、ICT活用工事が一般化するまでの当面の間、以下の発注方式によるものとするが、現場条件等を勘案し決定する。

(1) ICT指定型

・ ICT土工のうち、土量数量1,000m³以上の工事を対象とする。

※ 河床掘削工、除石工を含む。

※ 土工が作業土工(床掘工)のみの場合は、対象としない。

(2) 受注者希望型

・ ICT活用工事の対象において、ICT指定型の対象を除く全ての工事を対象とする。

・ 受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

(費用計上)

第6条 発注者は、ICT活用工事(土工・指定型)積算要領、ICT活用工事(土工・希望型)積算要領、ICT活用工事(砂防土工)積算要領、ICT活用工事(作業土工(床掘工))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(安定処理))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(スラリー攪拌))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(中層混合処理))積算要領、ICT活用工事(舗装工)積算要領、ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領、ICT活用工事(バックホウ浚渫船)積算要領により、積算する。

(工事成績)

第7条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1及び関連要領等に示すICT活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

表1 ICT活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)
	土木工事数量算出要領(案)
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票：出来形合否判定総括表)

	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
	静岡県施工履歴データによる土工の出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）
土工	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編（案）

※施工履歴データは、原則として県の基準を用いるものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

第2部 港湾・漁港工事

(趣旨)

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事（港湾・漁港工事）において、「ICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(対象とする工事)

第2条 港湾・漁港工事におけるICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。なお、その他の工事については、第1部によるものとする。

(1) 港湾工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル4）とする。

- ・ ICT浚渫工：ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫
※原則として受注者希望型とする。ただし、埋没浚渫、維持浚渫等については任意とする。
- ・ ICT基礎工：基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し
※原則として受注者希望型とする。ただし、現場条件等を勘案し決定する。
- ・ ICTブロック据付工：被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付
※原則として受注者希望型とする。ただし、現場条件を勘案して決定する。
- ・ ICT海上地盤改良工：ポンプ床掘、グラブ床掘、硬土盤床掘、砕岩床掘、バックホウ床掘、置換材
※原則として受注者希望型とする。ただし、現場条件等を勘案し決定する。

(ICT活用工事)

第3条 ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスの各段階においてICTを活用する工事とする。具体的な内容については、国土交通省（港湾局）及び農林水産省（水産庁）が定めた各工種のICT活用工事実施要領によるものとする。

ただし、国土交通省（港湾局）が定めたICT活用工事（浚渫工）実施要領、ICT活用工事（基礎工）実施要領及びICT活用工事（海上地盤改良工）実施要領におけるマルチビームデータクラウド処理システム（「MBC」）の活用、及びICT活用工事（基礎工）実施要領における施工履歴データの活用については、本要領においては適用しないものとする。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量（ICT浚渫工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工）
- ② 3次元数量計算（ICT浚渫工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工）
- ③ ICTを活用した施工（ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工、ICT本土工、ICT海上地盤改良工）
- ④ 3次元出来形管理（ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工、ICT海上地盤改良工）
- ⑤ 3次元データの納品（ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工、ICT海上地盤改良工）

(発注)

第4条 各発注機関は、試行対象工事の発注にあたり、以下のとおりとする。

公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

特記仕様書については、国土交通省（港湾局）及び農林水産省（水産庁）が定めた各工種のICT活用工事実施要領を参考とすることとする。

(ICT活用工事の実施手続)

第5条 ICT活用工事は、ICT活用工事が一般化するまでの当面の間、受注者希望型とするが、現場条件等を勘案し決定する。

(費用計上)

第6条 発注者は、国土交通省（港湾局）及び農林水産省（水産庁）が定めた各工種の積算要領により必要な経費を計上する。

併せて、I C T活用工事の施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。
なお、第1部の対象工種の場合は、以下に示す方法により積算するものとする。

【間接工事費に港湾工事標準積算基準書を適用する工事】

積算方法について、『③ I C T建設機械による施工』は積算要領に基づき実施、『① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品及び外注経費等』については見積り提出を求めて実施するものとする。

【間接工事に土木工事標準積算基準書を適用する工事】

積算方法について、第1部によるものとする。

(工事成績)

第7条 I C T活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

(監督・検査)

第8条 I C T活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省（港湾局）・農林水産省（水産庁）・静岡県が定めた表1及び関連要領等に示すI C T活用施工技術に関する基準により行うものとする。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、静岡県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

港湾工事関連要領等：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

漁港工事関連要領等：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html>

表1 I C T活用施工技術に関する基準

名称
港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編、基礎工編、海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
3次元データを用いた漁港漁場関係工事数量算出要領（浚渫工編、基礎工編、海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編、基礎工編、ブロック据付工編、海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編、海上地盤改良工：床掘工編）
I C T機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（本体工：ケーソン据付工編）
静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。